

相 双 「食」と「ふるさと」 新生運動ニュース

No.27 令和2年8月
福島県相双農林事務所



麦の収穫
(南相馬市小高区)

復興に向けて全国から技術者の支援をいただいています！！

県では、農地・農業用施設の復旧や海岸防災林の造成など相双地域の復旧・復興のため、地方自治法に基づき、他県から技術者の支援をいただいております。当所には平成23年11月以降令和元年度末までに29都道府県から延べ448名の職員の応援をいただいております。

今年度は、11府県から15名の支援をいただいております。一日でも早い復旧・復興のために、事務所一丸となって業務に取り組んでいます。



他県応援職員の皆様

農村整備部：青森県、秋田県、埼玉県、新潟県、静岡県、滋賀県、沖縄県から計11名

森林林業部：群馬県、山梨県、京都府、宮崎県から計4名



農業用ため池の管理及び保全に関する法律について

(1) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律とは・・・

平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害等により、農業水利施設等に甚大な被害が生じたことから、ため池の情報を適切に把握し、決壊時による被害を防止するため、平成 31 年 4 月 19 日に本法が制定されました。これによりため池所有者や管理者は、以下の条件の施設に関する情報を都道府県に届け出る必要があります。

- 対象ため池：個人や土地改良区が所有する農業用ため池（利用の有無を問わず）
- 届出期限：新設又は廃止、届出内容の変更が生じた場合は速やかに

(2) 防災上重要な農業用ため池を都道府県が指定する制度も始まります。

＜指定基準＞

- ① ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が 1,000m³ 以上である。
- ③ ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が 5,000m³ 以上である。
- ④ ①～③以外でため池周辺の現場条件等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

上記に該当するため池は、所有者毎に防災重点ため池と特定農業用ため池に区分されます。

- 防災重点ため池：地方公共団体（県や市町村）が管理
- 特定農業用ため池：個人又は土地改良区が管理

(3) 特定農業用ため池に指定されると、以下の対応が求められます。

- ① ハザードマップを作成し、災害時の円滑な避難を図ります。
- ② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可となります。
- ③ 防災工事計画の届出が必要となります。
- ④ 市町村による施設管理が可能となります。



当所職員によるため池点検



令和元年台風19号で被災したため池

(農村整備部)





カントリーエレベーター建設に向けて安全を祈願しました！

令和2年7月17日(金)、南相馬市小高区岡田に建設する「小高カントリーエレベーター」の安全祈願祭が執り行われました。南相馬市では、小高区の前年事故からの農業復興に向け、福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を活用し、令和3年3月の完成を目指してカントリーエレベーター（乾燥調製貯蔵施設）の整備を進めており、完成後はJAふくしま未来が運営する予定です。



安全祈願祭（南相馬市小高区）

小高カントリーエレベーターでは、多様な品種や品目構成にも対応可能な貯蔵ビンが採用されており、収穫した約2,500トン（約450ha分）のお米や大豆を乾燥調製し、貯蔵することができる大規模施設です。（敷地面積約10,700㎡、施設面積2,400㎡）

小高区における今年度の米の作付面積は約200haとなる見込みで、復興に向けて着実に営農再開が進められていますが（前年事故発生前は約1,200ha）、「小高カントリーエレベーター」が建設されることにより、農業従事者の作業の効率化や負担の軽減につながり、さらなる営農再開が期待されます。（農業振興普及部）

スマート農業技術実証を紹介します！ ～南相馬市小高区(株)飯崎生産組合での取組～

スマート農業とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のことで、農作業の省力化や軽労化などが期待され、近年、技術の開発及び普及が進んでいます。

南相馬市小高区の(株)飯崎生産組合では、今年度から福島県営農再開支援事業（先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援）を活用して、スマート農業技術等の実証に取り組んでいます。

今年は密苗技術による省力化、GNSS（GPS等の衛星測位システムの総称）ガイダンス・自動操舵システムを利用した大豆の播種、ドローンを活用した作物の生育診断や肥料・農薬の散布、自動水管理システムなどの導入による栽培技術のスマート化、さらには作業記録等の電子化による経営のスマート化により、経営規模の拡大に向けた技術を実証しています。

今回導入した技術や機械については、一定の導入効果が確認されました。

今後導入予定のRTK-GPS（地上基地局からの補正による高精度のGPS）やロボットトラクター、GPSレベラーなどの機械・技術においてもその導入効果が期待されており、実証結果のとりまとめ、営農再開の加速化に向け、地域や担い手に応じた技術の普及を図ってまいります。



GNSSガイダンス・自動操舵システムによる大豆播種及び明きょ施工



ドローンによるリモートセンシング（水稻生育診断）

（農業振興普及部）





緑の文化財保全対策を実施しました！！

令和2年7月13日浪江町北幾世橋において、緑の文化財で県指定天然記念物にもなっている「大聖寺のアカガシ樹群」の保全活動を行いました。活動は、相双地方林業普及地区別研修会の一環として行われ、林業及び文化財関係者23名によりカシノナガキクイムシ捕殺トラップの設置を行いました。

トラップはクリアファイルを円錐状に加工した簡易なもので、麻紐でアカガシに固定しました。

「大聖寺のアカガシ樹群」は1700年代初頭、相馬中村藩五代藩主相馬昌胤が植栽したという謂われがあるほど樹齢が長く、大きなものは直径が約2mほどあります。緑の文化財指定時はアカガシの巨木が43本ありましたが現存35本とその数を減らしています。さらには近年、カシノナガキクイムシの穿孔が確認されており、アカガシに被害を及ぼすことが危惧されています。

当所は、今後も同町と協力しながら貴重な文化財の保全を図ってまいります。



作業前の説明



実際の作業



(富岡林業指導所)

双葉郡での営農再開を支える新たな農産物直売所を紹介します！！

震災から約9年半が経過し、双葉郡では農産物直売所の再開や新設が進んでおり、農産物の販路のひとつとして生産者の営農再開を支えています。農産物直売所では、その地域ならではの農産物や加工品が手頃な価格で販売されており、休日には多くのお客さんが訪れています。そこで、今回は双葉郡の農産物直売所の中から、新たにオープンした2か所を紹介いたします。

1か所目は「道の駅ならは物産館」(楡葉町)です。震災以降9年3か月にわたって休館していましたが、施設の改修を経て令和2年6月19日に再開しました。地元産の野菜や花きをはじめ、特産のゆずを使った加工品、町内産の米で仕込んだ日本酒「楡葉の風」などが販売されています。

次に、県内34番目の道の駅となる「道の駅なみえ」(浪江町)ですが、同町復興のシンボルとして令和2年8月1日にオープンしました。館内に併設する「産地直売所 いなほ」では、町内産のトルコギキョウやタマネギなどの農産物のほか、海産物や道の駅なみえのオリジナル商品などが販売されています。また、直売所に併設するジュースバー「ふくしまフルーツラボ」では町内産のタマネギを使用したスムージーを味わうことができます。

今回ご紹介した2か所のほかにも、双葉郡にはたくさんの農産物直売所があり、各店で様々な農産物や加工品が販売されています。双葉郡にいらした際はぜひお立ち寄りください。



道の駅なみえ

「産地直売所 いなほ」



道の駅ならは物産館

(双葉農業普及所)



新規採用職員向けに研修会を実施しました！！

当所の新規採用職員11名を対象にした研修会を実施しました。今年度は、新型コロナウイルスの感染防止に配慮し、所内若手職員研修会と分離して開催しましたが、職員が所内各部でどのような事業が行われているかを知り、相双地域の復興状況を学ぶ有意義な機会となっています。

1回目の4月15日は、農村整備部と森林林業部が担当する相双地方の現場を視察しました。まず相馬市で、農業用水路復旧工事と海岸防災林の整備について説明を受け、続いて南相馬市に移動し、津波で被災したエリアのほ場整備事業と平成30年6月に開催された全国植樹祭の会場跡地を見学しました。

2回目の6月19日は、双葉地方を視察し、農業振興普及部・双葉農業普及所が担当する事業を中心に、浪江町の木材加工流通施設整備状況や大熊町のいちご栽培施設で働く方から説明を受けました。

参加した新規採用職員からは、「農業を継続していこうとする方々の熱意に感銘を受けた。」「今はまだ分からないことが沢山あるが、相双地方の事業や課題について、先輩として話すことができるよう業務に取り組んでいきたい。」といった感想がありました。



右岸幹線用水路復旧工事視察
(相馬市山上地区)



農地海岸視察
(南相馬市・相馬市北海老地区) (総務部)

福島県南相馬合同庁舎6次化キャンペーンを実施します！！

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で試食提供を伴う食品等のPR・販売等のイベントが制限され、対面販売ができない中、当所では、「そうそう・6次化ネットワーク会員」の6次化商品を販売する「福島県南相馬合同庁舎6次化キャンペーン」を実施します。

今後、数回に分けて実施する予定で、現在、商品の出展を希望する生産者を募集しており、キャンペーン開催に向けて生産者等との調整を進めております。詳細については当所担当者より直接説明させていただきますので、興味のある方は下記により電話、メールまたはFAXにてご連絡ください。

【メール】：ishikawa_takuma_01@pref.fukushima.lg.jp

【電話】：0244-26-1153 FAX：0244-26-1181

【担当】：相双農林事務所企画部地域農林企画課 石川

※ 出品者多数の場合や商品の形態によっては、商品を採用できない場合がございます。

～そうそう・6次化ネットワークとは～

相双地方で地域産業6次化に取り組む生産者等で構成したネットワークです。当所では、今回のキャンペーンのような販売イベントや研修会等の情報をネットワーク会員に向けて情報提供を行っております。興味のある方は上記の連絡先にご連絡ください！！

(企画部)

そうそう・6次化ラボを実施します！！

当所では、昨年度に引き続き「そうそう・6次化ラボ」を実施します。「そうそう・6次化ラボ」とは農産物の生産だけでなく、加工による販売価格の向上や管内の魅力発信を検討している事業者を対象に、商品の開発や加工研修を通して地域産業6次化について学ぶ機会を設けることを目的とした事業です。

昨年度までに延べ8事業者が参加し、事業の中で開発した試作品を実際に商品化・販売を開始し、今では人気商品となった事例や県の補助事業に試作品を商品化する取組が採択され、生産に向けて、機械導入等の準備に取り掛かる事例等が出てきています。興味のある方は是非ご参加ください。

【日 時】 令和2年11月中旬～令和3年3月上旬

【場 所】 未定（昨年度は参加者の拠点や南相馬市、いわき市で実施）

【内 容】 参加者の生産物を活用した6次化商品の提案、試作マーケティング講座等による販路拡大のための研修など（受講費は全て無料です。）

【申込方法】 相双農林事務所企画部石川へメール、FAX、電話等でご連絡ください。

【メー ル】 : ishikawa_takuma_01@pref.fukushima.lg.jp

【電 話】 : 0244-26-1153 FAX : 0244-26-1181

詳細や昨年度までの実績は県HPより確認ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/rokujika.html>



昨年度研修会
(企画部)

新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口について

県では新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症対策に係る管内の農林業における経営や支援制度等の相談については、下記へお問合せください。

(受付時間 8:30～17:15 (土・日・休日を除く))

・農業に関すること
(相馬地方) ※1
農業振興普及部 電話 0244-26-1146
(双葉地方) ※2
双葉農業普及所 電話 0240-23-6473

・林業に関すること
(相馬地方) ※1
森林林業部 電話 0244-26-1171
(双葉地方) ※2
富岡林業指導所 電話 0240-23-6084

※1

相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

※2

広野町、榑葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

また、以下の URL より国及び県の新型コロナウイルス感染症対策に係る支援制度等をまとめた資料等を閲覧できます。ぜひご活用ください。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html>

相双農林事務所からのお知らせ

相双地方では、福島第一原子力発電所事故の影響で農林水産物の摂取・出荷制限指示が出されています。

摂取や出荷に当たっては、摂取・出荷制限指示の有無の確認をお願いいたします。
 摂取・出荷制限指示の有無については、以下のURLから確認できます。

『摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について』

※ふくしま復興ステーションHP内：<https://www.new-fukushima.jp/storage/pdf/subject.pdf>

農作物の出荷制限についてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

～野菜類、果実類～

・相馬地方
 福島県相双農林事務所 農業振興普及部
 経営支援課 電話 0244-26-1151

・双葉地方
 福島県相双農林事務所 双葉農業普及所
 経営支援課 電話 0240-23-6474

～山菜類、きのこ類～

・相馬地方
 福島県相双農林事務所 森林林業部
 林業課 電話 0244-26-4305

・双葉地方
 福島県相双農林事務所 富岡林業指導所
 電話 0240-23-6084

表紙の写真について

南相馬市で小麦や米を生産している「有限会社高ライスセンター」では自社で生産した小麦を使った「多珂（たか）うどん」を製造・販売しています。食を通じて皆様に幸せを提供することを理念に、安全・安心・おいしいうどんに仕上がっています。「有限会社高ライスセンター」だけでなく、近隣の道の駅等でも購入できますので、ぜひご賞味ください。

有限会社高ライスセンター
 福島県南相馬市原町区高字阿弥陀前8
 TEL:0244-23-5130



多珂うどん



☎ 福島県相双農林事務所 企画部 地域農林企画課
 〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地
 Tel : 0244-26-1153 Fax : 0244-26-1181
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/>
 E-mail kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp